

藤島園ケアマネージメントセンター運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人藤島会が開設する藤島園ケアマネージメントセンター(以下「センター」という。)が行う指定居宅介護支援事業の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び、管理運営に関する事項を定め、センターの介護支援専門員が、要介護状態又は、要支援状態にある高齢者に対し、適切な指定居宅介護支援、及び指定介護予防支援をすることを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条** 事業所の介護支援専門員は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じて自立に向けて設定された目標を達成するために配慮して行う。
2. 事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健・医療・福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。
 3. 事業者は、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、又、特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。居宅(介護予防)サービス計画の作成に当たって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅(介護予防)サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅(介護予防)サービス計画原案に位置付けた指定居宅(介護予防)サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等につき十分説明を行わなければならない。なお、この内容を利用申込者又はその家族に説明を行うに当たっては、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用申込者から署名を得なければならない。
 4. 事業の運営にあたっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 5. 事業者は、福井市暴力団排除条例(平成23年福井市条例第22号)第2条第1号に規定する暴力団(以下この項目において「暴力団」という。)又は暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であってはならない。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第3条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 常勤専従 3名以上
従業者は、指定居宅介護(予防)支援に当たる。
 - ・ 要介護、要支援者等の依頼を受けて訪問調査
 - ・ 要介護、要支援者等の状態の把握(課題分析)
 - ・ 各関係機関を含めたサービス担当者会議の実施
 - ・ 要介護、要支援者等のニーズに適應した介護(予防)サービス計画の作成
 - ・ 介護(予防)サービス提供機関、介護保険施設等の紹介
 - ・ サービスの継続的な管理、再評価
 - ・ 苦情処理受付

(営業及び営業時間)

第4条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 通常月曜日から金曜日とする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び利用料等)

第5条 指定居宅介護(予防)支援の提供方法

- ・ 利用者宅または事業所の相談室その他必要と認められる場所で、利用者の相談を受ける
- ・ 課題分析票は、独自方式で行う
- ・ 利用者宅または事業所の会議室その他必要と認められる場所で、サービス担当者会議を行う
- ・ 介護支援専門員の居宅訪問の頻度は、原則として月1回(予防支援はおおむね3カ月ごと)とし、必要に応じて訪問する

指定居宅介護(予防)支援の内容は次のとおりとし、指定居宅介護(予防)支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該居宅介護(予防)支援が、法定代理受領サービスであるときは、なし。

- (1) 厚生労働大臣が定める基準(＝介護報酬告示)は、事業所の見やすい場所に掲示する。
- (2) 従業員は、正当な理由がない限り、業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持し、退職後においても在職中に知り得た情報を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。サービス担当者会議等において、個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書にて、利用者又は、家族の同意を得ること。
- (3) 事業広告する場合は、その内容が、虚偽又は、誇大になってはならない。
- (4) 従業者は、当該居宅サービス事業者等から、サービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。
- (5) 事業者は、提供した指定居宅介護(予防)支援等に対し、利用者からの苦情処理は、迅速かつ適切に行う。

又、市町村からの指導及び、助言、照会に応じ、必要な改善を行う。

国民健康保険団体連合会への苦情申立に関して、利用者に対し、必要な援助を行う。

又、同会からの指導及び、助言、照会に応じ、必要な改善を行う。

- (6) 事業者は、提供した指定居宅介護(予防)支援等に対し、事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡し、必要な措置を講じる。

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の事業の実施地域は、福井市・坂井市・吉田郡永平寺町の区域とする。

(その他の運営に関する重要事項)

第7条 (1) 指定居宅介護(予防)支援事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るため、事業所の介護支援専門員全員に研修計画を策定した上で研修を実施し、研修実施状況の確認を行う。

(2) 従業者は、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持する。

(3) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後のにおいても、これらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(4) 事業所は、適切な指定居宅介護(予防)支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な

範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- (5) この規定に定める事項のほか、本事業の運営に関する重要事項は、当法人の理事長と管理者が協議して定める。

(介護支援専門員実務研修の実習への協力)

第8条 指定居宅介護(予防)支援事業は、介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力する。

(虐待の防止に関する事項)

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待を防止するために必要な措置

2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを福井市に通報するものとする。

(事業継続計画)

第10条 業務継続計画(BCP)の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理等)

第11条 感染症の予防及びまん延の防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

附 則

この規定は、平成12年5月1日から適用する。

平成16年10月1日	改定
平成17年3月1日	改定
平成19年1月1日	改定
平成22年3月1日	改定
平成24年4月1日	改定
平成27年4月1日	改定
平成30年4月1日	改定
令和 3年4月1日	改定
令和 4年4月1日	改定
令和 4年9月1日	改定
令和 6年4月1日	改定

